

# 令和8年度県政広報ラジオ番組制作及び放送業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と受託者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、令和8年度県政広報ラジオ番組制作及び放送業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県政広報ラジオ番組放送制作及び放送業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）の総額は金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税額金\_\_\_\_\_円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金\_\_\_\_\_円を甲に納付しなければならない。

〔契約保証金を免除する場合〕

契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第\_\_\_号の規定により免除する。〕

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、別紙「業務委託仕様書」、企画提案書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

2 前項において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（完了報告書の提出）

第8条 乙は、一月分の放送を完了したときは、直ちに当該一月分の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 前2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第9条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第10条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲に責に帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

※遅延利息は「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」の規定に基づき決定する※

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 乙は、前項の規定により甲が解除したときは、契約金相当額（解除時点で計算し得る年間総額）の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、この違約金は甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 前項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した金額（ただし、100円未満は切り捨て）を遅延利息として支払わなければならない。

※遅延利息は「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」の規定に基づき決定する※

(損害賠償)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により、番組の全部若しくは放送の一部が中止若しくは中断され、又は放送実施が不完全であった場合は、乙は直ちに文書によりその状況を報告するとともに、甲の損害についてその賠償の義務を負う。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 天災その他の乙の責めによらない事由によって、番組の全部又は一部の放送が不可能となった場合は、乙は甲に対して賠償の義務を負わない。ただし、この場合においては、甲乙協議のうえ、放送委託料の減額又は放送日時の変更をすることができるものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により、番組の全部又は一部の放送が不可能となった場合は、甲乙協議のうえ、甲は乙に対して、乙がその番組に代わるものを作成するのに要した費用の実費を賠償する。

(守秘義務)

第13条 甲乙ともに、業務委託の処理上、知り得た秘密を許可なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、公知となった情報、又、開示を受けたときに既に公知であった情報はその限りではない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲：佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県政策部広報広聴課

広報広聴課長

乙：